

項 目	入札監視委員会意見・指摘事項	左の意見・指摘事項に対する対応方策（改善案）
入札参加排除の措置の解除	<p>○ 本件は、「制限付一般競争入札実施要領（平成12年5月31日、建情第368号）」の5（入札の参加申請）に規定する「配置予定技術者」について、道（支庁）が同要領6（入札参加資格の審査）に規定する入札参加資格審査を行わないまま、申立人からの申し出で当該工事の入札参加資格を認めたことに起因する。</p> <p>この資格審査を規定どおり入札前に行っていれば、申立人に当該工事に係る入札参加資格のないことが容易に確認でき、申立人が当該工事の入札に参加することはもとより、契約に至ることもなかったものであるから、平成20年10月16日に発した入札参加排除の措置は解除するのが妥当である。</p>	<p>○ 再苦情に対しては、入札監視委員会のご意見を踏まえ、1月14日付けで入札参加排除措置の解除を行う旨、申立人に回答した。</p> <p>○ その後、檜山支庁長が契約解除の事由の変更及び違約金の返還手続きを行ったことから、競争入札参加資格関係事務処理要綱第7の1及び第8の第1項第2号に該当しなくなったため、平成21年1月22日に開催した競争入札資格審査委員会において入札参加排除措置を取り消すことを決定し、1月23日付けで当該措置の取り消しを行ったところ。</p>
資格審査、苦情処理等に関する制度改善	<p>○ 一般競争入札の増大に鑑みるに、入札参加事業者の資格審査は、落札者決定後のいわゆる「事後」とならないよう、道で「事前」に十分に行った上で入札に参加させるべきであり、かかる観点から、現行の資格審査に関する制度及び運用の改善を行うこと。</p> <p>○ 現在、入札参加排除等の意思決定を担っている「競争入札参加者審査委員会」は、その運営が形式的になっている等、正しく機能していると言い難い面があることから、議事録を公開し、透明性を高める等の改善を早急に行い、審査委員会設置の趣旨に沿った機能が果たされるよう改革すること。</p> <p>○ 事業者からの苦情申立に対する対応は、担当部のみで判断する仕組みになっているが、相手方に不利益な措置となる場合もあることから、その判断は慎重であるべきであり、従って道においては、関係する複数の部の関係者で、公平・公正に意思決定がなされるよう、現行の苦情処理に関する制度及び運用の改善を行うこと。</p>	<p>○ 契約締結に必要な事項については、確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>○ 技術者の配置に特に要件を付する場合には、入札参加資格申請時に技術者に関するより適正な確認・審査が行えるよう運用を改正し、農政部から各支庁へ周知徹底することとする。</p> <p>○ 競争入札参加者資格審査委員会の運営に関しては、委員会での審議内容(事実の具体的内容や意見など)を、現在ホームページにおいても公表している指名停止等の事案の記載内容に反映させ、その透明性の確保を図ることとする。</p> <p>○ 現行では苦情申し立てに対し、案件の審査担当部のみにおいて回答することとなっているが、ご指摘もふまえ、関係部からなる委員会等で検討するなど、苦情申し立てに対するより公平・公正な手続きについて早急に検討する。</p>